

船舶検査証書

第1-45号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 小型丸	第235-789号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.22メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 花子
航行区域又は従業制限 <small>(国際航海に従事する場合にあってはその旨)</small>	沿海区域 ただし、千葉県忽戸ノ鼻から135度に引いた線と、神奈川県三浦市を経て、同県早川口右岸突端から150度に引いた線の間における本州の海岸から10海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	6人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	7人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年5月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年5月11日(東京)		
		日本小型船舶検査機構 機構之印

日本小型船舶検査機構